

○土地改良法の一部を改正する法律案について答弁

【答弁のポイント】以下の質問に対し答弁

●古川 康君(自民)

- ・急施の豪雨対策が可能となることによる地域への効果
- ・土地改良事業に係る国の予算、地方財政措置及び市町村における技術者の状況に対する認識
- ・国、都道府県、市町村、土地改良区等と地域振興を推進する団体とが一体となつて農地中間管理機構関連事業を進める必要性

本日の会議に付した案件

○政府参考人出頭要求に関する件

○土地改良法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一九号)

○農林水産関係の基本施策に関する件

○特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案起草の件

○平口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。

(略)

○古川(康) 委員

それでは、土地改良法の一部改正について質問をいたします。

まず、急施の防災事業の拡充についてでございます。

地元からは、今回の改正内容について、危険ため池などの整備は、近年の豪雨や地震により、ため池などが被災することも多く、甚大な被害を防止する観点から

は大変意義があるものと思うという声が上がっています。それを踏まえれば、地震対策に限らず、豪雨対策にも活用できるように今回の改正は意義があるものと考えます。



質問する古川康議員(自民)

農業用排水施設の代表であるため池は、令和元年にため池管理法、令和二年に、整備を促進する特別措置法が整備されました。さらに、今回の法改正で手続の簡素化、農家負担を求めなくすることは、整備の促進につながるものではないかと期待をいたします。そこで、お尋ねをいたします。今回の改正、こうした地元の期待に沿ったものとなるのかどうか。いかがであ

りましようか。

○宮崎大臣政務官 お答えをいたします。

農業用ため池でございますけれども、全国に約十五万か所、先生の御地元の佐賀県でも約二千六百か所ございます。その大部分が江戸時代以前に築造されたものでございまして、地震や豪雨に対して安全性が不足しているものが多数存在しております。

このような中で、先ほどお話がございましたように、ため池管理法に基づきまして、ため池の所有者等による届出や管理の義務を明確化すること、そして、ため池工事特措法によりまして、国により必要な財政上の支援を行っているところでございます。

また、土地改良法におきましても、東日本大震災でございましてか熊本地震などの発災を受けてまして、地震対策につきましては、防災工事の迅速な着手を可能とする手続上の特例を、御案内のとおり、措置をさせていただいてるところでございますけれども、これまでに国営事業一地区、県営事業百七十五地区で適用されております。

そのうち百五十二地区がため池に係る防災事業ということでございます。

本法案におきまして、急施の防災事業の対象に豪雨対策を追加させていただくことによりま



して、緊急性の高いため池等の整備が促進をされるものと考えております。

○古川(康) 委員 ありがとうございます。

こうした期待の一方、課題もいろいろあると思います。

一つは、予算です。

今の予算は、大臣を始めとする皆様方の努力のおかげで大型の補正予算が確保されていますが、どうしても補正予算中心ということが言われています。また、ため池の特措法、これは令和十二年度までの期限立法であります。となると、そのまま期限が来て失効してしまうということがあるのでないか、こうした不安もあります。

もう一つが、技術者不足であります。仮に予算が確保できても、それを執行する市町村や土地改良区において、技術者が少ないことも課題となっております。予算が安定しないとすれば、市町村が積極的に技術者を採用するのにもどうしてもちゅうちょしてしまうことも否めません。

また、財政の問題は国だけではありません。農家負担がないということは、すなわち、整備促進にはつながりませんが、その分、県や市町村の負担増になります。更なる地財措置の充実が必要ではないかと思えます。地方財政措置については、現在は、国土強靱化債でも充当率一〇〇%、五〇%の算入率です。これをもう少し改善させることなどが必要なのではないでしょうか。

お尋ねします。

国の予算、地財措置の問題、技術者の確保、こうしたことについてどのように考えておられますか。

○宮崎大臣政務官 お答えをいたします。

古川先生からお話がございました三
点、共に非常に重要な点だと考えており
ます。

予算につきましては、土地改良事業を
計画的に推進をできますように、令和三
年度の補正予算におきまして千八百三十
二億円を措置をさせていただいておりま
して、令和四年度の予算におきましては
四千四百五十三億円を計上させていただ
いているところでございます。

地方財政措置につきましては、先生今
御指摘がございましたように、防災重点
農業用ため池の整備でございましたら、
充当率が一〇〇%、措置率が五〇%の地
方債の措置を講じておりまして、土地改
良事業における適切な地方債、地方財政
措置の在り方については、これからも、
現場の実態を踏まえたものになるよう
に、引き続き関係省庁と協議をしていき
たいというふうに思っております。

これらに加えまして、土地改良区や市
町村におきまして、土地改良事業の実施
を担う技術者の方が減少をいたしまして
事業の円滑
な実施に支
障が出てい
ると、この
とを踏まえ
まして、今
回の法律の
改正により
まして、土
地改良事業
団体連合会
が土地改良
区等からの
委託を受け
て工事を実



施できることとしておるところでござい
ます。

これからも、状況の変化を踏まえまし
て、地域の要望にお応えできるよう、
必要な予算、安定的な予算等、しつかり
取り組んでまいりたいと思っております。

○古川（康）委員 ありがとうございます。

次に、農地中間管理機構関連事業の拡
充についてお尋ねをいたします。

佐賀県では、農地の一次整備がほとん
ど完了しています。現在では、土地改良
施設の老朽化対策や狭隘な区画の再整備
が求められています。

担い手に農地を集積して、省力化やI
T化などを図って生産性を向上させるた
めに、かんがい施設や農道などの再整備
をセットにすることは必要不可欠だと思
います。

ただ、課題もあります。担い手と将来
の営農像です。

この制度が実施されることになれば、
農家は負担がありませんから整備に積極
的になれるかもしれません。しかしな
がら、これは国の制度設計を理解した上
での事業化が必要になると思います。

佐賀県は現在、人口が約八十万人居す。
四十年後には六十万人を切るという推計
もあります。担い手の確保と将来の営農
像をしつかり持たないと、単に作業の効
率を上げるための整備ではないことを理
解していただくことが必要だと考えま
す。まさに今回、別途、国会に提出され
ている人・農地プランの法制化などを生
かしつつ、地域の将来を見据え、誰がど
のように営農するのか、しつかりつくり
上げていかないとはいけません。となると、
土地改良サイドのみの事業推進ではいけ

ないと思えます。
お尋ねします。

国、県、市町村、土地改良区などの土
地改良サイドと営農サイド、加えて、地
域振興の担当部局が一緒になってこの事
業を推進する仕組みづくりが必要なの
はないかと考えますが、いかがでありま
しょうか。

○宮崎大臣政務官 お答えをいたしま
す。

農地中間管理機構関連農地整備事業に
つきましては、機構が借り入れている農
地につきまして、基盤整備を実施するこ
とで、担い手への農地集積、集約化を加
速化するとともに、六次産業化を通じて、
収益性の高い農業の実現を通じて、地域
振興にも資するものというふうにご考
えおるところでございます。

このため、事業の実施に当たりまして
は、農業を核とした地域の将来像を徹底
的に議論をいただきまして、人・農
地プランなど、地域の話合いの結果を踏
まえた担い手への集積計画でございます
とか営農計画といった事業計画を策定し
ていただくということになるわけござ
います。

この議論におきましては、事業主体と
なる県、そして市町村、土地改良区、J
A等の農林部局に加えまして、先生御指
摘のとおり、地域ごとの状況に応じまし
て、自治体の地域振興部局でございます
とか地域振興を直接担っていたり民間
企業が参加をいただいておりますところ
でございます。

こういうしつかりした議論をやってい
ただけのように、推進を引き続きやって
いきたいというふうにご思っております。

○古川（康）委員 ありがとうございます。

した。

今回の法改正を機に、連合会を含む土
地改良区の役割も変わっていくことにな
ると思えます。土地改良だけに取組む
のではなくて、営農から農村振興までを
射程に入れたような土地改良区の在り
方、組織の在り方もこれから考えていた
だくことをお願いして、私の質問を終わ
ります。

ありがとうございます。

(略)

○平口委員長 これより討論に入るので
ありますが、その申出がありませんので、
直ちに採決に入ります。

内閣提出、土地改良法の一部を改正す
る法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平口委員長 起立総員。よって、本案
は原案のとおり可決す
べきものと
決しました。



土地改良法一部改正法案、全会一致で可決

(以下略)